

令和2年第12回 議会運営委員会

【日時】 令和2年8月18日(火)午前10時

【場所】 第1委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 第3回定例会提出議案の概要について

資料 No. 1・2

執行機関側提出議案 31件

- ア 報告案件 3件
- イ 人事案件 6件
- ウ 条例案件 2件
- エ 一般案件 2件
- オ 予算案件 5件
- カ 決算認定 13件

(2) 議案の取り扱いについて

資料 No. 3・4

ア 議案の取扱い

イ 議案に対する質疑等通告の提出期限（8/21(金)午後5時）

(3) 第3回定例会の日程について

資料 No. 5

ア 定例会の日程

- イ 各通告の提出期限 監査報告に対する質疑通告（8/21(金)午後5時）
決算認定議案に関する資料請求（8/24(月)正午）
一般質問通告（8/26(水)午後5時）

(4) 一般質問の時間配分について

会派名	合計時間	質問者数	質問者名及び質問時間		
会派のぞみ	分	人	分	分	分
			分	分	分
			分	分	分
			分	分	分
公明党	分	人	分	分	分
会派みらい	分	人	分	分	分
日本共産党	分	人	分	分	
市民パワー	分	人	分	分	

※開始時間（予定） 9月9日：午前10時、9月10日：午前9時

(5) 第4回定例会の日程について

資料 No. 6

(6) 令和2年度議会報告・意見交換会について

資料 No. 7

(7) 広報に関する検討報告書（広報広聴委員会案）について

資料 No. 8

(8) 令和2年度議会による行政評価について

4 その他

(1) 当面の日程

- | | | | | |
|---|----------------|--------------|--------|----------------------------|
| ア | 8月25日(火) | <u>開会日議運</u> | 午前9時～ | |
| | | | | ※告示日の翌日までに請願・陳情が提出された場合に開催 |
| イ | <u>9月8日(火)</u> | <u>中日議運</u> | 午前10時～ | ※年間予定を変更 |
| ウ | 9月23日(水) | 閉会日議運 | 午前9時～ | |

5 閉会

総括	
報告案件	3件
人事案件	6件
条例案件	2件
一般案件	2件
予算案件	5件
決算認定	13件
計	31件

案件の概要

- 報告第31号 (1) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【令和2年6月12日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を77,495円と定め、令和2年8月4日に専決処分したもの。】
- (2) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【令和2年6月21日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を12,851円と定め、令和2年8月4日に専決処分したもの。】
- 報告第32号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【令和2年6月29日に発生した施設管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を42,972円と定め、令和2年8月5日に専決処分したもの。】
- 報告第33号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
【地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき健全化判断比率等を報告するもの。】

- 議案第74号 飯田市南部財産区管理委員の選任について
【委員3人の任期満了に伴い新たに委員を選任したいとするもの。】
- 議案第75号 飯田市中央財産区管理委員の選任について
【委員1人の任期満了に伴い新たに委員を選任したいとするもの。】
- 議案第76号 飯田市羽場財産区管理委員の選任について
【委員4人の任期満了及び委員1人の辞任により新たに委員を選任したいとするもの。】
- 議案第77号 飯田市野底財産区管理委員の選任について
【委員4人の任期満了に伴い新たに委員を選任したいとするもの。】
- 議案第78号 飯田市東野財産区管理委員の選任について
【委員2人の任期満了に伴い新たに委員を選任したいとするもの。】
- 議案第79号 飯田市千代財産区管理委員の選任について
【委員3人の任期満了に伴い新たに委員を選任したいとするもの。】
- 議案第80号 飯田市野底財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について
【野底財産区の管理委員の定数を改正しようとするもの。】
- 議案第81号 飯田文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
【飯田文化会館の冷暖房使用料の減免の規定を追加しようとするもの。】

- 議案第82号 令和元年度飯田市水道事業剰余金の処分について
【未処分利益剰余金について、減債積立金への積立を行いたいとするもの。】
- 議案第83号 令和元年度飯田市下水道事業剰余金の処分について
【未処分利益剰余金について、減債積立金への積立を行いたいとするもの。】
-
- 議案第84号 令和2年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 487,611千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63,029,937千円とする。】
- 議案第85号 令和2年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
【事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8,930,501千円とする。】
- 議案第86号 令和2年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 78,794千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12,025,494千円とする。】
- 議案第87号 令和2年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第1号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80,680千円とする。】
- 議案第88号 令和2年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案
【資本的収入の予定額に 60,999千円、資本的支出の予定額に 54,856千円をそれぞれ追加し、資本的収入の予定額を 1,367,837千円、資本的支出の予定額を 2,041,990千円とする。】
-
- 議案第89号 令和元年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第90号 令和元年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第91号 令和元年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第92号 令和元年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第93号 令和元年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第94号 令和元年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第95号 令和元年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第96号 令和元年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第97号 令和元年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第98号 令和元年度飯田市病院事業決算認定について

- 議案第99号 令和元年度飯田市水道事業決算認定について
- 議案第100号 令和元年度飯田市下水道事業決算認定について
- 議案第101号 令和元年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について
-

令和2年度一般会計補正予算(第7号)案について

1 補正額 487,611 千円

2 主な内容

- ・座光寺SIC関連整備事業 158,000千円
- ・南信濃観光施設管理費 15,880千円
- ・松尾小学校屋内運動場屋根外壁改修工事 24,090千円
- ・リニア代替地整備事業 127,395千円
- ・上村観光施設管理費 10,208千円
- ・ロタウイルス感染症ワクチンの定期接種事業 10,231千円

総括(歳入)

款	補正前の額	補正額	計		補正額の主な内容	単位:千円
			国庫支出金	地方債		
11 地方交付税	11,212,000	△ 207,735		11,004,265	普通交付税	
13 分担金及び負担金	427,752	△ 50,000		377,752	非補助土地改良事業分担金	
14 使用料及び手数料	610,240	1,830		612,070	美術博物館観覧料	
15 国庫支出金	19,422,779	92,587		19,515,366	社会資本整備総合交付金(道路整備) 86,900千円 公共土木施設災害復旧事業負担金 29,157千円 個人番号カード交付事業費補助金 14,411千円 防災・安全交付金(道路事業) △46,500千円	
16 県支出金	3,554,758	41,617		3,596,375	民有林林道改良事業補助金 29,610千円 松林健全化推進事業補助金 5,201千円 災害救助費負担金 3,750千円	
18 寄附金	208,150	5,600		213,750	小学校寄附金 2,686千円 中学校寄附金 2,314千円 社会体育施設整備寄附金 600千円	
19 繰入金	1,628,916	3,000		1,631,916	ふるさと基金繰入金	
20 繰越金	1,099,288	381,113		1,480,401	繰越金	
21 諸収入	2,919,052	125,799		3,044,851	JR東海負担金 106,545千円 県市町村振興協会の市町村交付金 12,434千円	
22 市債	5,145,200	93,800		5,239,000	公共事業等債 57,100千円 国土保全特別対策事業債 28,700千円 義務教育施設整備事業債(大規模改造) 18,000千円 臨時財政対策債 △35,800千円	
歳入合計	62,542,326	487,611		63,029,937		

総括(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			補正額の主な内容	単位:千円
				特 定 財 源	一 般 財 源			
					国庫支出金	地方債		
02 総務費	15,904,407	155,564	16,059,971	22,781	109,343	23,440	リニア代替地整備事業 127,395千円 社会保障・税番号制度事業 12,322千円 リニア推進事業 2,120千円	
03 民生費	15,769,575	17,767	15,787,342	4,732		13,035	児童福祉一般経費 12,107千円 災害見舞金給付事業 5,000千円 適正実施推進事業 660千円	
04 衛生費	4,777,016	12,210	4,789,226		131	12,079	予防接種事業 10,231千円 斎苑管理費 1,320千円	
06 農林水産業費	1,339,765	54,991	1,394,756	37,134	△ 50,000	13,557	林道改良事業(補助) 58,069千円 国土保全特別対策事業 32,126千円 非補助土地改良事業 △50,000千円	
07 商工費	3,418,484	65,775	3,484,259		6,891	58,884	企業立地促進事業補助金 39,687千円 南信濃観光施設管理費 15,880千円 上村観光施設管理費 10,208千円	
08 土木費	5,204,634	109,984	5,314,618	40,400		16,884	社会資本整備総合交付金事業費(道路整備) 158,000千円 道路舗装補修事業 15,900千円 県街路事業地元負担金 10,655千円 橋りょう耐震整備事業 10,000千円 防災・安全交付金事業 △93,000千円	
10 教育費	4,900,834	27,605	4,928,439		7,430	10,675	小学校施設大規模改修事業 24,090千円 勤労青少年ホーム管理費 10,340千円	
11 災害復旧費	3,207,800	43,715	3,251,515	29,157		1,458	土木施設補助災害復旧事業	
歳出合計	62,542,326	487,611	63,029,937	134,204	73,795	150,012		

令和2年飯田市議会第3回定例会
議案一覧表

8月25日上程分

◎ 報告議案 (3件)	
報告第31号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第32号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第33号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎ 即決議案 (6件)	
議案第74号	飯田市南部財産区管理委員の選任について
議案第75号	飯田市中央財産区管理委員の選任について
議案第76号	飯田市羽場財産区管理委員の選任について
議案第77号	飯田市野底財産区管理委員の選任について
議案第78号	飯田市東野財産区管理委員の選任について
議案第79号	飯田市千代財産区管理委員の選任について

令和2年飯田市議会第3回定例会
付託議案一覧表

8月25日上程分

【一括付託分】

◎ 社会文教委員会付託議案 (1件)	
議案第81号	飯田文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 産業建設委員会付託議案 (1件)	
議案第80号	飯田市野底財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 予算決算委員会付託議案 (20件)	
議案第82号	令和元年度飯田市水道事業剰余金の処分について 【産業建設分科会】
議案第83号	令和元年度飯田市下水道事業剰余金の処分について 【産業建設分科会】
議案第84号	令和2年度飯田市一般会計補正予算(第7号)案 【総務・社文・産建(リニア)分科会】
議案第85号	令和2年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案 【社会文教分科会】
議案第86号	令和2年度飯田市介護保険特別会計補正予算(第2号)案 【社会文教分科会】
議案第87号	令和2年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算(第1号)案 【総務分科会】
議案第88号	令和2年度飯田市病院事業会計補正予算(第3号)案 【社会文教分科会】
議案第89号	令和元年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について 【総務・社文・産建(リニア)分科会】
議案第90号	令和元年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 【社会文教分科会】
議案第91号	令和元年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 【社会文教分科会】
議案第92号	令和元年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 【社会文教分科会】
議案第93号	令和元年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について 【産業建設分科会】
議案第94号	令和元年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について 【総務分科会】
議案第95号	令和元年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について 【総務分科会】
議案第96号	令和元年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について 【社会文教分科会】
議案第97号	令和元年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について 【総務分科会】
議案第98号	令和元年度飯田市病院事業決算認定について 【社会文教分科会】
議案第99号	令和元年度飯田市水道事業決算認定について 【産業建設分科会】
議案第100号	令和元年度飯田市下水道事業決算認定について 【産業建設分科会】
議案第101号	令和元年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について 【産業建設分科会】

**議案第84号 令和2年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案
分科会審査分担表**

【総務分科会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
11 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	10
15 国庫支出金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	10
16 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	10
	3 委託金	2 総務費委託金	12
19 繰入金	2 基金繰入金	1 基金繰入金	12
20 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	12
21 諸収入	5 雑入	1 雑入関係分	12
22 市債	1 市債	6 農林水産業債	14
		8 土木債	14
		10 教育債	14
		11 災害復旧債	14
		16 臨時財政対策債	14

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	1 総務管理費	16
		5 自治振興費	16
		10 人事管理費	16
		13 情報管理費	16
	3 戸籍住民基本台帳費	2 住民記録費	16
	5 統計調査費	2 統計調査費	18
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会援護費	18
4 衛生費	1 保健衛生費	4 環境衛生費	20

3 地方債補正関係分

【社会文教分科会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
14 使用料及び手数料	1 使用料	10 教育使用料	10
15 国庫支出金	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	10
16 県支出金	2 県補助金	3 民生費県補助金	10
18 寄附金	1 寄附金	10 教育費寄附金	12
21 諸収入	5 雑入	1 雑入関係分	12

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	18
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	18
	3 生活保護費	1 生活保護費	18
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	18
		2 母子保健事業費	20
10 教育費	2 小学校費	2 小学校教育振興費	26
		3 小学校建設費	28
	3 中学校費	2 中学校教育振興費	28
		3 中学校建設費	28
	5 社会教育費	4 公民館費	28
		6 美術博物館費	28
	6 保健体育費	2 社会体育施設費	30
		4 学校給食費	30

3 地方債補正関係分

【産業建設分科会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 分担金及び負担金	1 分担金	6 農林水産業費分担金	10
15 国庫支出金	1 国庫負担金	11 災害復旧費負担金	10
	2 国庫補助金	8 土木費国庫補助金	10
16 県支出金	2 県補助金	6 農林水産業費県補助金	10
	3 委託金	6 農林水産業費委託金	12
21 諸収入	5 雑入	1 雑入関係分	12

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	17 リニア推進事業費	16
6 農林水産業費	1 農業費	7 農地費	20
	2 林業費	2 林業振興費	22
7 商工費	1 商工費	4 観光費	24
		5 工業振興費	24
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	24
		3 道路新設改良費	24
		5 橋りょう新設改良費	26
	4 都市計画費	3 街路事業費	26
		5 公園費	26
		6 動物園管理費	26
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	30

3 債務負担行為補正

4 地方債補正関係分

※2-1-17 リニア推進事業費に関しては、リニア推進特別委員との連合審査

令和2年飯田市議会第3回定例会

資料 No.5
議会運営委員会
R2.8.18

会期 自 令和2年8月25日 30日間
至 令和2年9月23日

日 程 表

月	日	曜日	日 程
8	25	火	<p>※午前9時から開会日議運の可能性あり（請願・陳情を受理した場合）</p> <p>開 会 令和2年8月25日 午前10時</p> <p>開 議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会期の決定</p> <p>日程第3 議案説明者出席要請報告</p> <p>日程第4 会議録署名議員指名</p> <p>日程第5 市長挨拶</p> <p>日程第6 定期監査報告</p> <p>日程第7 委員長報告 (1) 常任委員会（閉会中の所管事務調査） 予算決算委員会</p> <p>日程第8 報告（3件） 報告第31号から報告第33号まで （報告第33号は日程順序を変更）</p> <p>日程第9 議案審議 (1) 即決議案（6件） 議案第74号から議案第79号まで 説明、質疑、討論及び採決 (2) 委員会付託議案（22件） 議案第80号から議案第101号まで 報告第33号 説明、質疑及び委員会付託 (3) 追加議案（ 件）（あれば） 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託</p> <p>日程第10 請願、陳情上程（請願 件 陳情 件）（あれば） 委員会付託</p> <p>散 会</p> <p>予算決算委員会（前期全体会） 議場</p>

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
8	26	水	一般質問通告締め切り	午後5時まで
	27	木	市長へ一般質問通告	午後3時まで
	28	金		
	29	土		
	30	日		
	31	月	総務委員会	午前9時 第1委員会室
9	1	火	総務委員会・社会文教委員会	午前9時 第2・第1委員会室
	2	水	社会文教委員会・産業建設委員会	午前9時 第2・第1委員会室
	3	木	産業建設委員会	午前9時 第1委員会室
	4	金		
	5	土		
	6	日		
	7	月	リニア推進特別委員会	午前10時 第1委員会室
	8	火	議会運営委員会	午前10時 第1委員会室
	9	水	午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 議席の変更 日程第3 会議録署名議員指名 日程第4 一般質問 延 会	
	10	木	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議 (あれば) (1)追加議案 (件) 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 散 会	
	11	金	委員会予備日	
	12	土		
	13	日		
	14	月		
	15	火		
	16	水		

9	17	木	予算決算委員会（後期全体会）	午前10時	議場
	18	金			
	19	土			
	20	日			
	21	月	敬老の日		
	22	火	秋分の日		
	23	水	議会運営委員会	午前9時	第1委員会室
			午前10時 開議		
			日程第1 会議成立宣言 日程第2 議席の変更 日程第3 会議録署名議員指名 日程第4 委員長報告 日程第5 議案審議 (1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論及び採決 (2) 追加議案（あれば） ア 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 委員長報告、質疑、討論及び採決 イ 議会議案 議会議案第 号から議会議案第 号まで 質疑、討論及び採決 日程第6 請願、陳情上程（あれば） 委員会付託 日程第7 議員派遣		
			閉 会		

令和2年飯田市議会第4回定例会 会議日程(案)

月	日	曜日	日 程	備 考
11	17	火	告示・議会運営委員会(午前10時)	
	18	水	全員協議会(午前10時)/請願・陳情締切り(午後5時)	
	19	木		
	20	金		
	21	土		
	22	日		
	23	月	(勤労感謝の日)	
	24	火		
	25	水	開会(午前10時) 予算決算委員会(前期全体会)	
	26	木	代表・一般質問通告締切り(午後5時まで)	
	27	金	市長へ代表・一般質問通告(午後3時まで)	
	28	土		
	29	日		
	30	月		
12	1	火		
	2	水		
	3	木		
	4	金		
	5	土		
	6	日		
	7	月	中日議会運営委員会(午前9時)・代表質問(午前10時)	
	8	火	代表質問・一般質問(午前9時)	
	9	水	一般質問(午前9時)	
	10	木	総務委員会(午前10時)	
	11	金	社会文教委員会(午前10時)	
	12	土		
	13	日		
	14	月	産業建設委員会(午前10時)	
	15	火	委員会予備日	
	16	水	リニア推進特別委員会(午前10時)	
	17	木		
	18	金	予算決算委員会(後期全体会/午前9時) 閉会日議会運営委員会(午前11時)・閉会(午後1時)	

令和2年度議会報告・意見交換会 開催要領（案）

1 趣旨

飯田市自治基本条例に規定されている、「開かれた議会運営」また「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、議会報告・意見交換会を起点に市民の声を政策づくりに反映できるように取り組むことを目的とする。

2 主催／共催 飯田市議会／各地区まちづくり委員会

3 開催時期 9月30日(水)から10月9日(金)まで 7日間

4 内容及び時間

テーマ「令和2年度議会報告・意見交換会 ～市民の声が反映できるまちを目指して～」

◎ 今年度は、「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」に従い、開催時期の状況に応じて、次の開催案のいずれかを採用する（詳細は10Pの別紙参照）。

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、議会報告・意見交換会の周知は行わない。

【案1】会場定員を半分とし、広聴に関するプロジェクト報告書に基づく新たな構成で開催

会議/時間	内 容
全体会 19:00-19:25 [25分間]	※ 総合進行〔広報広聴副委員長〕 開会のことば〔副議長〕（1分） 議長挨拶〔議長〕（3分） 議会の取り組みの説明〔広報広聴委員長〕（3分） 常任委員会報告〔各常任委員長〕（6分×3） <u>（前年度の議会報告会で作された意見の経過及び結果報告他＋分科会の説明）</u> 全体会終了後、分科会会場に移動
分科会 19:30-20:45 [75分間]	◎分科会の進め方について ※ 広報広聴委員会の方向性を委員長会に諮り調整を進めていきたい。 時間配分は分科会ごと。正副委員長にお任せする。 分科会ごとの意見交換会 … <u>75分程度</u> ・テーマに基づく意見交換 第1分科会（総務委員会）テーマ① 市民が誇りを持てる「環境モデル都市」「環境文化都市」の実現に向けて ～環境について大人も子どもも互いに学び合い、 共に実践する飯田市に～ 第1分科会（総務委員会）テーマ② 市民が安心してらせる防災・減災のまちづくり ～今後も予想される、豪雨災害における被害を最小限にとどめるには～ 第2分科会（社会文教委員会）テーマ 子どもを見守り育む地域社会について ～「社会的処方」による地域のつながりが子育ての孤立を救う～ 第3分科会（産業建設委員会）テーマ （未定）産業建設関係のご意見をお聞かせください 分科会終了後、全体会会場へ移動
全体会 20:50-21:00 [10分間]	まちづくり委員会代表挨拶（感想、御意見等） 分科会の概要及び謝辞〔議長〕 閉会のことば〔副議長〕

【案2】会場定員を半分とし、全体会と分科会のみで開催

会議／時間	内容
全体会 19:00-19:05 〔5分間〕	※ 総合進行〔広報広聴副委員長〕 開会のことば〔副議長〕（1分） 議長挨拶〔議長〕（4分） 全体会終了後、分科会会場に移動
分科会 19:10~20:20 〔70分間〕	※ 各常任委員会により進行 常任委員会報告〔各常任委員長〕（6分） <u>（前年度の議会報告会で出された意見の経過及び結果報告他＋分科会の説明）</u> 分科会ごとの意見交換会（60分） 謝辞〔各常任委員長〕（3分） 閉会のことば〔各常任副委員長〕（1分）

【案3】全体会で開催する内容を分科会で行い、分科会のみを開催する。

会議／時間	内容
分科会 19:00~20:15 〔75分間〕	閉会のことば〔各常任副委員長〕（1分） 常任委員長挨拶（4分） 常任委員会報告〔各常任委員長〕（6分） <u>（前年度の議会報告会で出された意見の経過及び結果報告他＋分科会の説明）</u> 分科会ごとの意見交換会（60分） 謝辞〔各常任委員長〕（3分） 閉会のことば〔各常任副委員長〕（1分）

5 開催日及び会場

ブロック	地区	開催日	会場
遠山	上村 南信濃	9月30日(水)	南信濃公民館
中部	松尾 鼎	10月1日(木)	松尾公民館
西部	山本 伊賀良	10月2日(金)	山本公民館
北部	座光寺 上郷	10月6日(火)	座光寺公民館
南部	竜丘 川路 三穂	10月7日(水)	竜丘公民館
竜東	下久堅 上久堅 千代 龍江	10月8日(木)	龍江公民館
飯田5地区	橋北 橋南 羽場 丸山 東野	10月9日(金)	飯田市役所

- (1) 全議員が全てのブロックへ出席し、所属する常任委員会に関する分科会に参加する。
- (2) 議会事務局は7ブロック全てに出席する。（分科会への出席は委員会の担当者）
- (3) まとめの全体会において、まちづくり委員会の代表1人から感想、御意見等の言葉をいただく。どなたに行っていただくかは、まちづくり委員会で調整を依頼する。

6 当日の役割分担（記録係の担当ブロックは委員会で調整）

分科会	担当議員	
第1分科会 〔総務委員会〕	説明	（委員長）山崎 昌伸
	進行	（副委員長）吉川 秋利
	記録	岡田 倫英（ ）、福澤 克憲（ ）、古川 仁（ ）、 永井 一英（ ）、福沢 清（ ）、新井信一郎（ ）

第2分科会 [社会文教委員会]	説明	(委員長) 村松まり子
	進行	(副委員長) 湊 猛
	記録	塚平 一成 ()、竹村 圭史 ()、木下 容子 ()、 清水 勇 ()、原 和世 ()
第3分科会 [産業建設委員会]	説明	(委員長) 熊谷 泰人
	進行	(副委員長) 後藤 莊一
	記録	清水優一郎 ()、小林 真一 ()、木下 徳康 ()、 木下 克志 ()、井坪 隆 ()

- (1) 会場への集合時間は原則18時とし、会場準備を行う。議会常任委員会で事前に会議や準備をする場合は、準備終了後に短時間で行うこととする。
- (2) 会場準備は、受付設営、看板の掲示、机椅子の配置、分科会の案内表示等を行うとともに、受付時には、受付簿の記載、資料・アンケートの配布などを協力して行う。
- (3) 分科会における「説明」は議会常任委員会の委員長が、「進行」は副委員長が担当し、「記録係」は委員会毎に担当ブロックを分担する。
- (4) 記録の担当の議員は、市民から出された意見、要望、提言などの要点を箇条書きで記録するとともに、報告会終了後一週間以内に「議会報告・意見交換会記録書」を事務局へ提出する。
- (5) 分科会における意見交換会用の資料は、当該常任委員会の判断で、当日配布する。
- (6) 副委員長は、意見交換会の主な意見(要旨)を3つ程度箇条書にしたメモを、分科会後の全体会の前に議長に手渡す。
- (7) 議長は、分科会後の全体会において、分科会からのメモに基づき分科会の様子を紹介する。

7 市民から出された意見等への対応と取扱い

- (1) 二元代表制としての議会の役割を発揮できるように心がける。
 - (2) 受付時に資料とともにアンケートを配布し、後日集計を行いまちづくり委員会に報告する。
 - (3) 分科会では、議会常任委員会ごと活動報告を行い、内容に対する意見や要望を聴く。
 - (4) 議会常任委員会における「調査・研究」の経過報告については、議会報告・意見交換会における委員会活動報告の中で行う。
 - (5) 分科会における意見交換会は、結論を出す場ではなく、課題等を共有する場と位置づけ、意見や感想等を聴く。
 - (6) 市の執行機関に対する質疑については、基本的には聞き置く、要望や意見については執行機関に伝えることとする。
 - (7) 議会に対する質問については、可能な限り議会として責任を持って回答する。また、議会に対する意見、要望は全ブロック取りまとめ、後日、まちづくり委員会へ報告する。
 - (8) 議会としてこれまでに議決した案件や確認してきている事項等については、会派や議員個人の見解は避け、議会を構成する一員として良識ある言動に努めるものとする。
- ※ リニアに関する意見・要望への対応については、「リニア中央新幹線に関する現状について把握するため、市議会では特別委員会を設置して、市側からリニアに関連する工事や整備に関する計画や事業の進捗状況等について報告や説明を受け、市議会としても調査研究し、必要に応じて提言している。市民の皆さんからの意見、要望等については広く伺いながら、特別委員会での審議や、市への提言の中で市民の声として反映していきたい。」という立場で臨む。また、詳細な工事進捗については、飯田市の説明を聞いていただくようにする。要望については、回答せずに伺う。意見交換会でどうしても説明が必要な場合、各常任委員会に所属する、リニア推進特別委員会の委員が、委員会での審議状況等話せる範囲での説明を行う。
- (9) 意見交換会における意見等の中から「問題発見」を行い、所管の議会常任委員会におい

て、特に取り上げて解決すべきものや実現すべき問題を「課題設定」する。その上で、「調査・研究」の対象としたものについては、「問題分析」をして政策立案につなげる。

(10) 課題設定をした意見等の中で、調査・研究は行わないものの、「引き続き、情報収集に努める」としたものについては、行政評価の評価対象として組み入れる。

(11) 市民から出された意見・要望・提言等のその後の取扱結果については、各まちづくり委員会へ報告し情報の共有化を図っていく。

8 分科会の会場及び駐車場について

(1) 分科会の会場 【開催日順】

ブロック	会場	全体会	会場1	会場2	会場3
遠山	南信濃公民館	会議室1～3	会議室1～3	学習交流センター	交流ホール(1F)
	1/2定員(上限)	50	50	30	20
	参加者定員	21	42	22	12
中部	松尾公民館	ホール	ホール	和室1・2	講座室
	1/2定員(上限)	100	100	55	50
	参加者定員	71	92	47	42
西部	山本公民館	講堂	講堂	大会議室	中会議室
	1/2定員(上限)	100	100	75	25
	参加者定員	71	92	67	17
北部	座光寺公民館	大会議室	大会議室	人形劇ホール	麻績の間(2F)
	1/2定員(上限)	50	50	50	40
	参加者定員	21	42	42	32
南部	竜丘公民館	大ホール	大ホール	サークル室(2F)	和室
	1/2定員(上限)	125	125	25	25
	参加者定員	96	117	17	17
竜東	龍江公民館	大会議室	大会議室	講義室(2F)	視聴覚室
	1/2定員(上限)	50	50	35	15
	参加者定員	21	42	27	7
飯田5地区	市役所C棟	C311～C313	C311～C313	C211・C212	市民サロン
	1/2定員(上限)	100	100	26	20
	参加者定員	71	92	18	12

※ 表中の「参加者定員」は、全体会においては議員(23)と事務局(6)の人数を差し引いた数とし、各会場においては委員を構成する最大数(8)を差し引いた数とする。

※ 分科会会場は、各自治振興センターの所長と調整の上、参加者数を把握し、適切な会場を割り当てる。

※ 各ブロックに10～20人を収容可能な予備会場が1～2ずつあるため、収容人数を超える場合には分科会を複数に分けて使用することも可能。

(参考) 令和元年度の分科会における参加者数

ブロック	全体会	第1分科会	第2分科会	第3分科会
遠山	68	17	25	26
中部	97	36	38	23
西部	98	29	32	37

北 部	134	48	42	44
南 部	65	16	28	21
竜 東	90	25	36	29
飯田5地区	151	50	52	49
計	703	221	253	229

(2) 駐車場

ブロック	会 場	
遠 山	南信濃公民館	南信濃公民館駐車場
中 部	松尾公民館	松尾公民館駐車場
西 部	山本公民館	山本公民館駐車場
北 部	座光寺公民館	座光寺公民館駐車場 (麻績の館 駐車場)
南 部	竜丘公民館	竜丘公民館駐車場
竜 東	龍江公民館	龍江公民館駐車場
飯田5地区	飯田市役所	飯田市役所駐車場 (市役所前 大型バス駐車場)

※ 参加する市民の皆さんに会場に近いメインの駐車場を使ってもらえるようにする。

※ 会場周辺の駐車場は、借用する状況により調整する。

9 分科会へ出席するための目安 (昨年度までの参考)

(1) 第1分科会 (総務委員会)

所管部署	分 野	まちづくり委員会・団体等 (目安)
○総務部 ○総合政策部 ○市民協働環境部 ○危機管理室 ○選挙管理委員会 ○監査委員	○地域自治 ○男女共同参画 ○環境 ○防災 ○交通安全 ○選挙	○自治・地域振興関係委員会 ○生活安全関係委員会 ○飯田市消防団 ○赤十字奉仕団 ○環境関係委員会など

(2) 第2分科会 (社会文教委員会)

所管部署	分 野	まちづくり委員会・団体等 (目安)
○健康福祉部 ○病院事業 ○教育委員会	○保健 ○福祉 ○介護 ○医療 ○学校教育 ○公民館	○健康福祉関係委員会 ○民生児童委員 ○福祉関係団体 ○公民館 ○小中学校PTA ○青少年健全育成関係委員会 ○保育園・認定こども園保護者 会など

(3) 第3分科会 (産業建設委員会)

所管部署	分 野	まちづくり委員会・団体等 (目安)
○リニア推進部 ○産業経済部 ○建設部 ○上下水道局 ○水道局 ○農業委員会	○リニア中央新幹線 ○産業振興 ○労政 ○農業 ○林業 ○商業 ○工業 ○市街地活性化 ○観光 ○土木 ○建設 ○都市計画 ○公園管理・道路愛護 ○上下水道	○自治・地域振興・産業・建設 関係委員会 ○財産区など

10 当日の準備品

レジュメ、配布資料、アンケート、受付簿、次第書、看板、筆記用具、カメラ、ICレコーダー、名札、問答例など（※ 分科会配布資料は各担当により準備）
非接触式体温計、マスク、アルコール消毒液、清掃用アルコール、ぞうきん

11 その他

- (1) まちづくり委員会以外の各種団体に向けた参加は、各常任委員会が依頼する。
飯田市女性団体連絡協議会、飯田市消防団、市内小・中学校PTA、市内保育園・認定こども園保護者会、飯田市勤労者協議会、飯田市赤十字奉仕団（参加者数が少ない女性や若い世代・子育て世代に向けた取り組み）
- (2) 議会報告・意見交換会の周知のためのブロック別チラシの作成と組合回覧は行わない。
- (3) 議員による議会報告・意見交換会開催のチラシの配布は行わない。
- (4) 議会報告・意見交換会用の資料は別途作成し、当日、参加者へ配布する。
- (5) 市議会ホームページに、分科会意見交換会のテーマに関する資料等を事前に掲載する。
ただし、「議会報告・意見交換会当日の参加者数により、入場を制限する場合があります」と併記しておく。
- (6) 分科会の参加人数のバランスについては、自治振興センターの所長と調整し配慮する。
(まちづくり委員会を通じて出席してもらう方についてお願いします。)
- (7) 議会報告・意見交換会終了後は、議会常任委員会で議会報告・意見交換会の反省及び総括を行うとともに、各分科会での意見や参加者アンケートを踏まえ、本年度内に次年度の開催方針を決定する。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策として以下の対応を行う。
マスクの着用、受付前のアルコール消毒、検温及び記録、終了後の消毒

12 分科会意見交換会におけるテーマについて

第1分科会（総務委員会）①

<p>テーマ</p>	<p>市民が誇りを持てる「環境モデル都市」「環境文化都市」の実現に向けて～環境について大人も子どもも互いに学び合い、 共に実践する飯田市に～</p>
<p>テーマに係る 課題（背景）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響もあって、地方で生活することへの気運が高まりつつありますが、人口減少社会においてこれまでも各自治体が移住定住促進に躍起になって取り組んできています。移住定住を促進する為には、自治体の持つ強みを磨き上げ、特化させ、それをブランドとして発信していく必要がありますが、それだけでは足りず、そのブランドを住民がしっかりと認識し、誇りにまで高める必要があります。（シビックプライドの醸成） ・総務委員会では、このような考えの下、昨年の議会報告会において「市民が誇りを持てる『環境モデル都市』『環境文化都市』の実現」に向けて、まずは「身近な環境問題について」意見交換をさせていただきました。それを受けて、もう少し掘り下げたご意見を伺うと同時に、各地区の環境への取組をお聞きしたいとの思いから、2月から3月にかけて17地区のまちづくり委員会の皆様方と「ゴミを捨てにくい環境づくり」をテーマに意見交換会を行い、300を超える貴重なご意見を伺うことができました。意見交換会からは、各地区がそれぞれ地域の実情に合わせて環境に対し熱心に取り組まれていることを知ることができ、また「好事例の横展開」「数値や成果の見える化」「子どもたちの取り組み」など幾つかのキーワードを見出すことができました。また「リニアが開通して駅を降り立った時に『ゴミのないまち』と言ってもらいたい。」など、将来の飯田市の姿を思い描いて活動されておられることも教えていただきました。頂いたご意見につきましては「ポイ捨て・不法投棄の現状」「ゴミ出しや集積所関連」「分別に関する事」など11の区分に分類し、それぞれの項目について担当課との勉強会を重ねて参りました。今回は、それらの内容についてのご報告と共に、昨年から一歩進めて、「市民が誇りを持てる『環境モデル都市』『環境文化都市』にどうしたら近づけるか、「環境について大人も子どもも互いに学び合い、共に実践する飯田市」をどうしたら実現できるか、という観点から前述のキーワードに着目しての意見交換をさせていただきたいと思っております。
<p>意見交換会で 話し合いたい点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは、17 地区との意見交換会を受けて担当課と行った勉強会の内容についてご報告させていただき、それについてのご質問、ご意見をお聞きしたいと思います。 ・3つのキーワードについて、「好事例の横展開」では、他地区の事例を知る機会があるか、どうしたら横展開が図れるか、「数値や成果の見える化」では、環境に対し広く市民の皆様が日常生活での取り組みを進めるために、市民の皆様の環境に対するモチベーションを上げるにはどんなものが見える化することが効果的か、また、将来この地域を担う「子どもたちの取り組み」について、子どもたちの取り組みが

	<p>大人の行動に影響を与えるのではないかと、という視点から地域や学校として何が出来るか、といった点などについて意見交換をさせていただきたいと考えています。その上で、飯田市の目指すべき一つの姿に対する委員会の考え方についてご参加頂いた皆様のお考えをお聞きしたいと思います。</p>
--	--

第1分科会（総務委員会）②

テーマ	<p>市民が安心してくらせる防災・減災のまちづくり ～今後も予想される、豪雨災害における被害を最小限にとどめるには～</p>
テーマに係る課題（背景）	<p>・地球温暖化に起因するといわれる異常気象で、近年日本の各地で豪雨災害が多発しています。県内でも、去年は台風19号により東北信地方に甚大な被害が発生し、本年は6月末からの三六災の雨量を超えたとされる大雨が、市内各地に千箇所以上の被害をもたらしたうえ、7月12日にはとうとう市民の生命が失われる事態が発生してしまいました。国も自治体も、限られた予算の中でハード面の整備を進めてきてはいますが、気象の変化のスピードにはとても追いついていないのが実情で、このままでいくと豪雨災害はいつどこで起きても不思議のないのが現実です。このような状況にあって、最優先されるべきは「命を守る」ことであり、今回のような事態を二度と起こしてはなりません。そのためには、自然災害に対する日頃からの備えが求められており、自助・共助・公助それぞれの役割がしっかりと果たされることが重要です。これまで人的被害が発生する度に言われていることは、国や自治体が発する情報提供のあり方や伝達手段と、それを受けとめる住民の意識の持ち方です。令和2年7月豪雨では長野県に初めて大雨特別警報が出され、飯田市では7月8日に市内全域に「警戒レベル4の避難勧告」が出されましたが、この警報や勧告は市民にしっかりと伝わったのかどうか、どう受けとめたのか、避難行動につながったのかどうか、これからも予想される自然災害における被害を最小限に留めるためにも、今一度、自助・共助・公助のあり方を見直す機会としたいと思います。</p>
意見交換会で話し合いたい点	<ul style="list-style-type: none"> ・自助としての備えはどうか、例えば自治体から発せられる情報はしっかりと伝わっているか、警戒情報や避難勧告、避難指示等の理解は進んでいるか、避難勧告、避難指示が出された時に、迅速な行動がとれるか。 ・共助の仕組みは、いざという時に機能するか。 ・公助で不足していると思われる点は何か。これらについて、現状を教えてください意見交換をさせていただければと思います。
参加を要望する団体	未定

第2分科会（社会文教委員会）

テーマ	子どもを見守り育む地域社会について ～「社会的処方」による地域のつながりが子育ての孤立を救う～ ※テーマはR元年度と同じ。 サブテーマに「社会的処方」と子育ての孤立化を明記。
テーマに係る 課題（背景）	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度から社会文教委員会では、「子どもを見守り育む地域社会について」を調査研究のテーマに据えて、学習会や意見交換会を重ねてきた。 ・飯田市においては、「第二期子育て応援プラン（令和2年度～令和6年度）」の策定や「飯田市小中学校 いじめ対策指針」の改定に着手しており、今後は具体的な計画の推進が期待されている。 ・2年間の委員会活動を、いいだ未来デザイン2028への提言に繋げることを目指し、今年は「社会的処方」の可能性を調査研究のキーワードとして位置付けて取り組んできた。 ・地域活動などの「社会的処方」が孤立に悩む誰かの薬となることを願って、議会報告会での意見交換に臨む。
意見交換会で 話し合いたい点	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の議会報告・意見交換会（社文・分科会）では、ブロックごとに1人～2人程度の話者提供者を事前に依頼し、「今どきの子育て事情」や「子育ての孤立を社会的処方へ繋げる」事例などの発表を聴く予定。 ・Iターン、Uターン子育ての悩み、同居世帯における世代間ギャップの悩み、働き方の多様化による子育ての孤立化の悩みなど。 ・市内の子育て家庭の悩みや、社会的処方に繋がっている実践例などから、各地域の実践や課題を共有したい。

参加を要望 する団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防団員の中で、子育て中の団員（特に幼少期の子育て） ② ブロックごとの <ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・公民館主事・乳幼児学級のアドバイザー
---------------	---

第3分科会（産業建設委員会）

テーマ	未定 産業建設関係のご意見をお聞かせください
テーマに係る 課題（背景）	未定
意見交換会で 話し合いたい点	未定

参加を要望 する団体	未定
---------------	----

(別紙) 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルに従った開催案

レベル	直近1週間 10万人当たりの 新規感染者数	アラート (警戒情報)	状態	開催案
1		平常時	感染者の発生 が落ち着いて いる	【案1】 定員半分 全体会→分科会→全体会
2	0.4人以上	注意報	感染が確認さ れており注意 が必要	
3	1.2人以上	警報	感染の拡大に 警戒が必要	【案2】 定員半分 全体会→分科会
4	2.5人以上	特別警報	感染が拡大し つつあり、特に 警戒が必要	
5	5.0人以上	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に 拡大している	【案3】 定員半分 分科会のみ
6		緊急事態宣言 (特措法に基づ く)	国民生活及び国 民経済に甚大な 影響を及ぼすお それがある	

※ 開催案の決定は、議会報告・意見交換会の開催日前に、飯田市議会災害対策会議
において行い、議会運営委員会に確認するものとする。

広聴に関する検討報告書（広報広聴委員会案）

1 広聴に関する検討の経緯及び目的

飯田市議会に広報広聴委員会を設置して7年が過ぎようとしている。この間、広聴機能を充実すべく議会報告会の運営手法に工夫を凝らしてきた。

一方で、年々議会報告会への参加者が増加している状況や、市民意識が多様化している状況下において、議会はその多様な民意をいかにして集約していくかが課題となってくる。

このように社会情勢が変化している中において、市民が日頃感じる不安や意見、要望等を、直接伝え聴く機会としての広聴活動を充実させることは、市民益はもちろん、議会内における政策立案能力の強化、政策提言の拡大を図るためにも非常に有益なものである。

まさに広聴機能の充実は時代の要請であると捉え、飯田市議会における広聴機能の更なる強化を図ることを目的に、広報広聴委員会内で広聴に関する検討を実施し、検討を重ね、広報広聴委員会において方針を決定した。

2 議会報告会の評価

議会報告会は、平成 18 年 9 月に議決された「自治基本条例」に基づき、令和元年度までに 12 回開催されてきた。例年、各地区まちづくり委員会に共催いただき、役員の方を中心に毎年多くの皆さんに参加していただいている。特に令和元年度は分科会の開催手法の新たな取り組みや、飯田コアカレッジの学生の皆さんに多数参加いただいたこともあり、参加人数は過去最高の 700 人を超えることとなった。その中で、議会報告会の開催および内容について毎年市民の皆さんから生の声をアンケートにて集約しているが、概ね評価するとの結果を得ている。（参考資料 1）（参考資料 2）

このことから、「議会報告会」の開催については市民の皆さんの中に浸透し、市民の皆さんの声をお聴きする機会の場として認識されてきたものと評価する。

議会報告会の分科会を主管する常任委員会は、分科会やアンケートを通して寄せられた意見を精査し、必要に応じて所管事務調査に取り入れ、最終的に政策提言につなげる形として「議会報告会を起点とした政策サイクル」を構築するよう努力してきた。

しかし、議会報告会をスタートして数年が過ぎる頃から、市民が日頃感じる不安や意見、要望などを聴いた議会が、意見要望を出した市民や地域に対しどのように応えてくれたかを問う声が多く寄せられるようになってきた。これを受け、「議会報告会を起点とした政策サイクル」のアウトプットの部分、執行部側へ政策提言し、新年度予算の際、対応状況の説明を聞くだけで良しとしていいのか、一步踏み込んで、予算付けに議会がもっと関わっても良いのではないかという、政策サイクルに新たな流れを構築する機運が高まり予算決算委員会が誕生することになった。また今年度は、議会報告会で出された意見を「速やかに市民へ回答する」試みも行った。これらの試みはまだ始まったばかりであり、今後、市民の声を聴くという議会報告会の役割は今後

益々重要性を増すとともに、市民の意見要望をベースとする政策サイクルの構築の重要性も高まっていると考える。

さらに、議会報告会の参加者はまちづくり委員会の役員、消防団や日赤を始めとした各種団体の皆さんなど動員型で参加される方が多く、若年層や子育て世代の女性等の普段声を出しにくい皆さんの参加があまり見られないといった課題も浮かび上がってきている。また、議会報告会の構成（全体会＋分科会）や内容は参加された皆さんから評価いただいているが、名称から内容を結びつけることができない等の意見が出されている。

3 議会報告会の課題

前期からの申し送り及び参加者アンケート等から、課題の洗い出しを行った。

(1) 政策サイクルを通して見える課題

- ① 議会報告会で出された意見のできるだけ速やかな市民への回答 ⇒4 (1) ①
 - ・ 3月のまちづくり連絡協議会での報告が、回答時期として適切か。
- ② 議会報告会の開催時期 ⇒4 (1) ②
 - ・ 議会報告会の開催時期を、現在の10月より前倒しできるか。
 - ・ 2年間の広聴活動（サイクル）において、開催時期が適切か。
- ③ 議会報告会以外で市民の皆さんの声を聞く機会のニーズ把握と実現性の研究 ⇒4 (2)
 - ・ 議会報告会での参加者アンケートを通しニーズを把握する。（幅広い対象）
- ④ 飯田市議会として目指す広聴活動（サイクル）の方向性の明確化 ⇒5
 - ・ 1期4年間の任期のうち、前半2年、後半2年において何を目的に広聴活動を行うのか明確にしたうえで、広聴活動（サイクル）の方向性を明確にする。

(2) 運営を通して見える課題

- ① 議会報告会の名称について ⇒4 (1) ④

前委員会から「名称を内容とあったものとするよう、サブタイトル付けや名称を変更する必要があると考える」との申し送り事項を引き継ぎ、委員会内で再度協議を行った。

 - ・ 広聴サイクルと報告会の構成を踏まえた上での検討が必要。（単なる看板の掛け替えで良いのか今一度原点に立ち戻り議論する必要がある）
 - ・ 広聴活動の強化を図る中で必要に応じ、「自治基本条例」「飯田市議会が行う広報広聴に関する規程」の見直しを検討（資料 No. 8－3）。
- ② 議会報告会の構成（全体会と分科会の内容と時間配分の検討）
 - ・ 広聴サイクルから考えた場合に現在の構成（全体会および分科会の内容）

がふさわしいか。 ⇒4 (1) ③

- 意見交換の時間をできるだけ確保するために全体会の効率化に努めたが、アンケート結果を見ると、議会の活動報告もある程度期待されている。

⇒4 (1) ①

- 全体会での報告内容や委員会報告のあり方等について再検討を行い、全体会と分科会双方の充実を図る必要がある。 ⇒4 (1) ③

4 課題に対する検討状況

上記課題を踏まえ、更なる広聴活動の充実に向けた検討を以下のとおり行った。

(1) 議会報告会の磨き上げ

① 議会報告会で出された意見のできるだけ速やかな市民への回答について

再構築する政策サイクルを機能させることを旨とする。よって、政策サイクルの中で出された市民の意見に誠実に対応していくためにも、期限を踏まえてそれぞれの区分で対応していく。

参加者が期待する報告内容を提供できるよう、統一的な基準を以下のアからウまでのとおり整理した。

ア 委員会として又は予算・決算審査を通じて調査・研究するとしたもの

- ・翌年度の議会報告会で経過及び結果を報告する。(新たな取り組み)

イ 速やかに回答する必要があるもの

- ・年内を目途にまちづくり委員会へ回答する。(令和元年度対応済み)

ウ 時間を要するもの

- ・年度末のまちづくり委員会連絡会議で回答する。(従来通り)

② 議会報告会の開催時期の見直しについて

- ・まちづく委員会との共催や10月開催の定着(参加者増)、また議会日程を考慮すると、開催時期の変更は現実的でないと結論。

③ 議会報告会の構成について

- ・報告内容の充実と意見交換会の時間確保の両立を図るため構成の見直しを行う。
- ・前年度の議会報告会で出された意見の経過及び結果報告を、全体会で全参加者に対して行う。

会議／時間	内 容
全体会 19:00～19:25 〔25分間〕	※総合進行〔広報広聴副委員長〕 開会のことば〔副議長〕(1分) 議長あいさつ〔議長〕(3分) 趣旨説明〔広報広聴委員長〕(3分) <u>常任委員会報告〔各常任委員長〕(6分×3)</u> <u>(前年度の議会報告会で出された意見の経過及び結果報告他十分科会の説明)</u>

分科会 19:30～20:45 〔75 分間〕	※各常任委員会により進行 分科会ごとの意見交換会
全体会 20:50～21:00 〔10 分間〕	まちづくり委員会代表あいさつ（感想・ご意見等）（3 分） <u>分科会の概要〔各常任委員長〕（1.5 分×3）</u> 謝辞〔議長〕（2 分） 閉会のことば〔副議長〕（0.5 分）

- ・但し、開催年度ごとに内容の調整を行う。
 - （ア）1 年目 ・ 前委員会の政策立案・予算措置等の報告
 - ・委員会テーマに基づく意見交換
 - （イ）2 年目 ・ 1 年目の議会報告会でいただいた意見を基に行った調査・研究
活動、政策立案状況の報告
 - ・政策立案や予算提言にむけ、更に掘り下げた内容での意見交換

④ 議会報告会の名称について

- ・再構築する政策サイクルの基本的な考え方である「政策サイクルの中で出された市民の意見に誠実に対応（報告）していく」こと、及び自治基本条例第 23 条第 3 項、並びに飯田市議会が行う広報広聴に関する規程第 3 条第 6 項の見直し検討の過程（資料 No. 8－3）を踏まえれば、市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場となる名称がふさわしいことから、「議会報告・意見交換会」とする。

（2）「新たな広聴の場」の創設

今年度の議会報告会参加者アンケートでは、「議会が市民の皆さんの声をお聞きする機会として、議会報告会以外に何を望むか」を新たな設問に加え、議会の広聴活動に対する市民ニーズの把握を試みた。その結果、車座集会に代表される身近に話をする機会や、各種団体や幅広い世代を対象とした懇談の機会など、議会に自分達の声を届けることのできる新たな広聴の機会を望んでいることを掴んだ。（参考資料 3）

そのうえで、

- ・議会報告会を継続する中での「議会報告会」との差別化（開催目的）を図る
- ・広聴活動（サイクル）の方向性を明確にする

ことを念頭に議論した結果、2 年間の広聴活動（サイクル）の中の位置づけとして、幅広い市民の皆さん（子育て世代、若者、女性等）と懇談する機会（[※]（仮称）タウンミーティング）の創設を提案する。

※（仮称）タウンミーティング 開催イメージ（案）は資料 No. 8－1－1 及び 8－1－2 参照

5 議会報告会・広聴機能の強化による政策サイクルの構築

政策サイクルの再構築により、議会報告会の内容の充実や、新たな広聴の場の創設を通じ、市民の皆さんの声をより政策に反映させることができるよう、今まで検討してきた内容を踏まえ、政策サイクルを別紙（資料 No. 8－2）のとおり整理した。

6 広聴機能の充実に向けた体制の強化

広聴活動を行うにあたっては、広報広聴委員会だけでなく常任委員会等との協働が欠かせない。これからの広聴活動の充実を図るうえで、議会内の横断的な連携強化が今まで以上に重要となる。

(1) 広報広聴委員会と常任委員会との連携における企画準備会の設置について

- ・議会報告会とタウンミーティングを企画運営する上で、広報広聴委員会と常任委員会双方の思いを企画に反映させることができるよう、広報広聴委員会に「企画準備会」を設置する。企画準備会のメンバーは、広報広聴委員長が指名した広報広聴委員若干名と3常任委員長とする。

(2) 企画準備会

- ・企画準備会では、次に示す項目を中心に取扱う。

ア タウンミーティング

- ・タウンミーティングの企画
- ・出された意見の政策的な整理
- ・出された意見に対する回答状況確認 等

イ 議会報告会

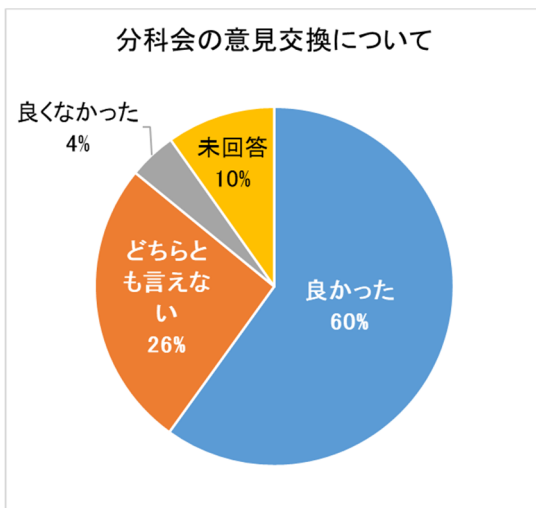
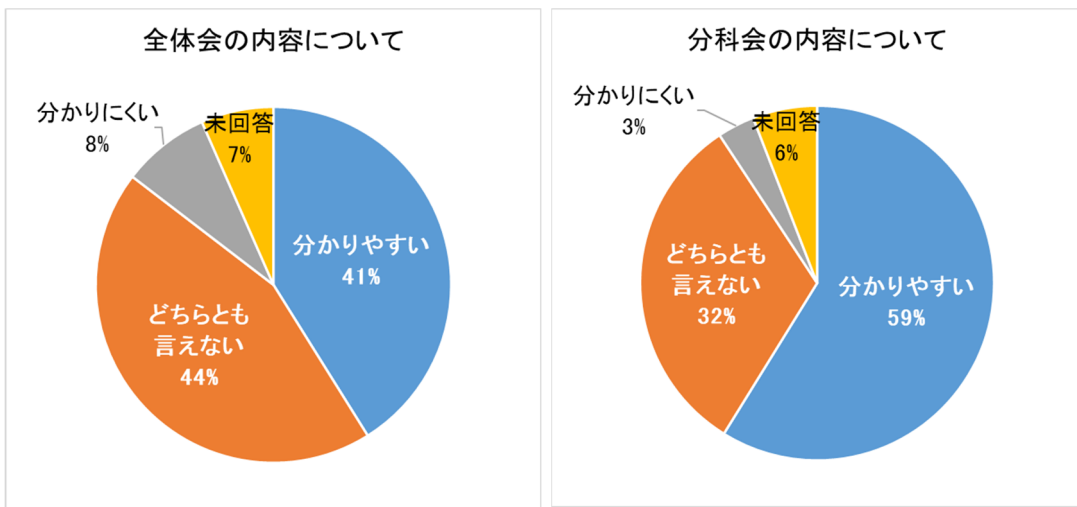
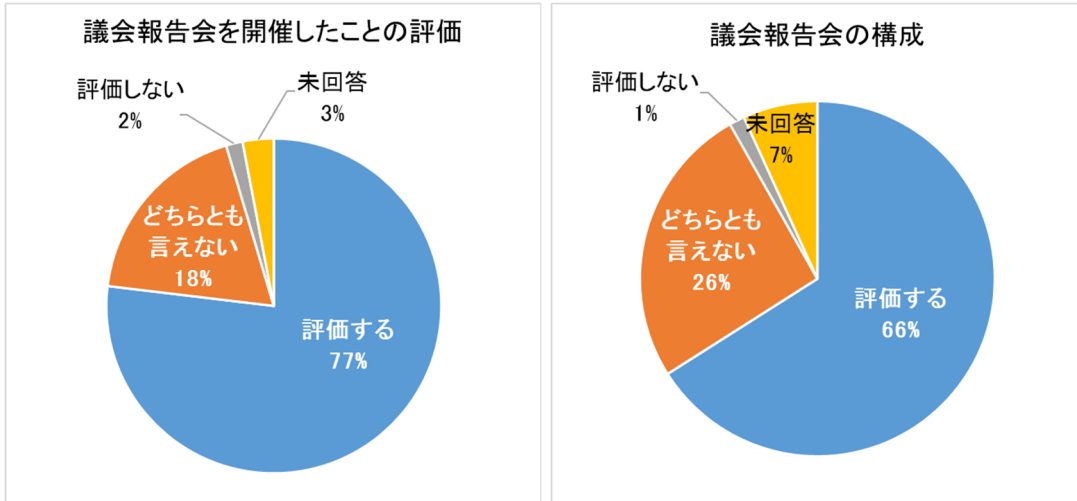
- ・議会報告会に向けた日程及び準備資料の確認
- ・議会報告会における報告内容のすり合わせ
- ・出された意見の政策的な整理
- ・出された意見に対する回答状況の確認 等

以上

(参考資料 1)

年度	会場数 (箇所)	参加人数 (人)	開催の形態
平成 20 年度	20		議会活動報告会（市制懇談会と同時開催）
			議会に設置した「議会議案」「議会改革」「行財政改革」3つの検討委員会の活動を市民に知ってもらい、自治基本条例が謳う「協働のまちづくり」を議会として推進するため行った。
平成 21 年度	6	457	全体会と分科会（4 常任委員会）の 2 部制で実施
平成 22 年度	6	469	同上
平成 23 年度	6	444	同上
平成 24 年度	6	461	同上
平成 25 年度	6	510	全体会と分科会（3 常任委員会）の 2 部制で実施
平成 26 年度	6	543	同上
平成 27 年度	6	509	同上
平成 28 年度	6	554	同上
平成 29 年度	6	582	同上
平成 30 年度	7	654	同上
令和元年度	7	743	同上

(参考資料 2)



(参考資料3)

【令和元年度議会報告会アンケートより】

市民の皆さんのお声をお聴きする機会で望むもの

No.	出された意見	件数
1	まちづくり委員会への出席（1名～2名），地区との懇談，地区の会合（総会）	8
2	身近で話をする機会，車座集会，地区に顔をもっと出す，取り組みへ顔を出す日頃から意見を聴く取り組み，少人数（小グループ）での意見交換会，お茶会	17
3	まちづくり委員会の意見を報告する機会	1
4	（まずは）議会報告会の住民へのPRが先	1
5	議会報告会以外にはない	3
6	半日くらい時間をかけてやればよい	1
7	議会報告会を数回開く（小規模でも），もしくは似たような機会	11
8	議員としての議会報告の場，懇談会	2
9	議会内容，検討状況等を詳細に報告を受けられる場	1
10	議会へ住民を招待する	1
11	議会版やらまいか提言箱，目安箱	3
12	委員会による現場巡回	2
13	様々な団体（JA，商工会，青年，市保連，PTA，保育園，民間企業等）との意見交換	15
14	（機会創出の前に）相談しやすい態度や雰囲気作りを，声を聞く姿勢を	3
15	SNS，メール，議会HPへの投稿等（発言者を明らかにできるものであれば）	3
16	それぞれの立場でできることをしてもらいたい	1
17	いろいろな形を試して	1
18	世代ごとの懇談の場，高校生や専門学校生の意見を聴く機会	2
19	地区行事に地区外の議員が参加	1
20	地域活動への一住民としての積極参加（肩書抜きで）	2

(参考資料4)

他議会による市民との意見交換の実施状況について

議会名	名称	実施内容
会津若松市議会	市民との意見交換会	(1) 議会報告、市政全般(テーマ以外) (2) 地区のテーマ別意見交換 (3) 市政・議会運営に関する意見交換 ※班体制：5班(各班5名～6名) ※開催箇所：15箇所
中津川市議会	市民と議会の対話集会	(1) 議会活動の報告 (2) 意見交換 ※班体制：3班(各班7名) ※開催箇所：9箇所
野洲市議会	出前懇談会	・市政に関する重要な課題等 (開催内容例) ○駅前南口周辺整備事業について ○都市計画税をいっしょに考えよう ①市の財政状況について ②都市計画税の導入・市民病院整備事業について ③その他、市政全般について ※出席規模は申込内容により都度判断
上越市議会	議会報告会・意見交換会	(議会報告会) ・議会で行われた議案等の審議や審査の内容を報告する (意見交換会) ・議会への市民参画の促進と市民意見を市政に反映させる機会を設ける ※意見交換会のみ単独開催もある ※開催時期：3月・9月定例会後(概ね5月・11月) ※開催箇所：上期・下期各4箇所 ※司会：正副広報広聴委員長(いずれか1名出席) ※質疑応答：正副議長、正副委員長(いずれか1名出席) ※マイク、写真、書記担当：各1名
総社市議会	議会と市民の意見交換会	(1) 議会報告(3常任委員会) (2) 意見交換 ・3グループによるワークショップ形式 ・市政にまつわる地域の課題や要望を聞き取る ※市内6カ所で開催(AM・PMに3カ所同時開催) ※議員は3カ所に分担して出席

(仮称) タウンミーティング 開催イメージ (案)

1 開催目的

- (1) より幅広い層の市民からの意見をくみ取り、議会における調査研究課題や議会報告会における分科会意見交換会テーマ及びその他議会としての検討に資するための情報収集を行うため。
- (2) 議会報告会の参加者アンケートにより、車座集會に代表される身近に話をする機会や、各種団体や幅広い世代を対象とした懇談の機会など、議会に自分達の声を届けることのできる新たな広聴の機会を望んでいることを把握したことから、2年間の広聴活動(サイクル)の中の位置づけとして、幅広い市民の皆さん(子育て世代、若者、女性等)と懇談する機会となる「新たな広聴の場」を創設するため。

2 主催

飯田市議会 (主管: 広報広聴委員会)

3 実施に向けたスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 12月～1月 | 広報広聴委員会(企画準備会も含む)で実施計画策定
(開催日、会場選定、対象者、開催テーマ等) |
| 2月 | 議会運営委員会提案 |
| 2月 | 全員協議会説明 |
| 3月 | 事前告知 |
| 5月 | 臨時会後速やかに班編成 |
| 5月～6月上旬 | タウンミーティング |
| 6月～7月上旬 | 企画準備会における、出された意見の政策的な整理(※) |

(※)「政策的な整理」とは、どの分野にも属さない、又は、複数の分野に横断的にまたがる課題を議会としていかに受け止め、研究し、返答していくかを検討すること。

4 対象者

若者、子育て世代、女性、高校生、短大生、まちづくり団体、青年会議所、高齢者(いきがいクラブ)などの幅広い世代。

5 事前告知方法

飯田市議会ホームページや新聞記事等、対象者により企画準備会で検討する。

6 開催テーマ

- ◎ より幅広く意見交換するため、企画準備会において議論の方向性を示すテーマのみ定めて広く意見を聴取し、議会として向き合うべき課題の抽出を行う。

(案1) 将来の飯田市を語る (案2) 若者が帰って来られるまちづくり

(案3) 環境と経済が好循環するまちづくり (案4) 住みたくなるまちづくり

7 開催時期

5月～6月上旬

【原則】改選時と改選3年目に開催することで、幅広い層の市民からの意見をくみ取り、政策サイクルの構築を図る。

【例外】(仮称)タウンミーティングの初回を令和3年度に実施すると、改選期と重なり混乱を招くおそれがあるため、初回の実施は令和4年度とする。

8 開催時間

概ね1時間30分

9 メンバー構成

- ・ 常任委員会に捉われず、ランダムに組み合わせる。
- ・ 班の編成数は、テーマにより臨機応変に対応する。
- ・ 最低でも1班3名以上とし、広報広聴委員は必ず入る。

10 タウンミーティングの進め方

- (1) 開会あいさつおよび開催趣旨説明 広報広聴委員
- (2) 出席者自己紹介 参加している全議員
- (3) テーマに沿った意見交換 進行及び記録：広報広聴委員
- (4) 参加者へのお礼および閉会あいさつ 広報広聴委員

11 出された意見の取扱い

- ・ 広報広聴委員会にて出された意見の政策的な整理を行う。
- ・ 政策的な整理終了後、分野を区分けする。
- ・ 議会運営委員会を通じて、常任委員会へ情報提供する(情報の扱いは常任委員会の判断による)。
- ・ 回答を必要とする意見については、議会だよりなどの紙媒体及びインターネット等で公開する。

以上

タウンミーティング開催に向けた日程（案1）

※対象者を「子育て世代」とし、「つどいの広場」「PTA会議」「まちづくり委員会青壮年団」などへ出向く場合を想定

年月日		開催時間	委員会等	議員数	内 容
令和3年12月15日	(火)		広報広聴委員会	10	タウンミーティングの開催（開催要綱）について協議
令和3年12月20日	(月)		企画準備会	13	対象者・開催テーマの検討
令和4年1月10日	(月)		企画準備会	13	開催日・会場選定，各公民館主事へ打診
令和4年1月20日	(木)		企画準備会	13	打診結果確認，方向性確認
令和4年2月1日	(火)		広報広聴委員会	10	企画準備会での協議結果報告，委員会内協議，開催方針決定
令和4年2月15日	(火)		議会運営委員会	10	タウンミーティング開催方針（案）説明
令和4年2月25日	(金)		全員協議会	23	タウンミーティング開催方針説明
令和4年3月～5月			事前告知	—	公民館、教育委員会などを通じて参加者へPR
令和4年5月9日	(月)	15:00～16:30	タウンミーティング	4	子育て世代が集まる「つどいの広場」「PTA会議」「まちづくり委員会青壮年団」「保育園保護者会」「企業」など (※) 1日で1か所を4人程度の議員で出向くことを想定するが、場合によっては1日で2か所以上に出向く可能性もあり
令和4年5月10日	(火)	14:30～16:00	タウンミーティング	4	
令和4年5月11日	(水)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月12日	(木)	15:00～16:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月13日	(金)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月16日	(月)	15:00～16:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月25日	(水)		広報広聴委員会	10	出された意見の整理
令和4年5月26日	(木)		企画準備会	13	出された意見の政策的な整理
令和4年5月31日	(火)		広報広聴委員会	10	政策的な整理がされた意見の確認
令和4年6月1日	(水)			—	各常任委員会へ政策的整理がされた意見の情報提供

タウンミーティング開催に向けた日程（案２）

※対象者を「若者」とし、「高校」「短大」「まちづくり団体青年層」などへ出向く場合を想定

年月日		開催時間	委員会等	議員数	内 容
令和3年12月15日	(火)		広報広聴委員会	10	タウンミーティングの開催（開催要綱）について協議
令和3年12月20日	(月)		企画準備会	13	対象者・開催テーマの検討
令和4年1月10日	(月)		企画準備会	13	開催日・会場選定，各公民館主事へ打診
令和4年1月20日	(木)		企画準備会	13	打診結果確認，方向性確認
令和4年2月1日	(火)		広報広聴委員会	10	企画準備会での協議結果報告，委員会内協議，開催方針決定
令和4年2月15日	(火)		議会運営委員会	10	タウンミーティング開催方針（案）説明
令和4年2月25日	(金)		全員協議会	23	タウンミーティング開催方針説明
令和4年3月～5月			事前告知	—	教育委員会、ムトスマちづくり推進課を通じて参加者へPR
令和4年5月9日	(月)	14:00～15:30	タウンミーティング	4	高校、短大、まちづくり団体青年層、勤労青少年ホームなど (※) 1日で1か所を4人程度の議員で出向くことを想定するが、 場合によっては1日で2か所以上に出向く可能性もあり
令和4年5月10日	(火)	14:30～16:00	タウンミーティング	4	
令和4年5月11日	(水)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月12日	(木)	16:00～17:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月13日	(金)	16:00～17:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月16日	(月)	17:30～19:00	タウンミーティング	4	
令和4年5月25日	(水)		広報広聴委員会	10	出された意見の整理
令和4年5月26日	(木)		企画準備会	13	出された意見の政策的な整理
令和4年5月31日	(火)		広報広聴委員会	10	政策的な整理がされた意見の確認
令和4年6月1日	(水)			—	各常任委員会へ政策的整理がされた意見の情報提供

タウンミーティング開催に向けた日程（案3）

※対象者を「まちづくり団体」とし、各地区の多種多様なムトスによるまちづくりを行っている団体へ出向く場合を想定

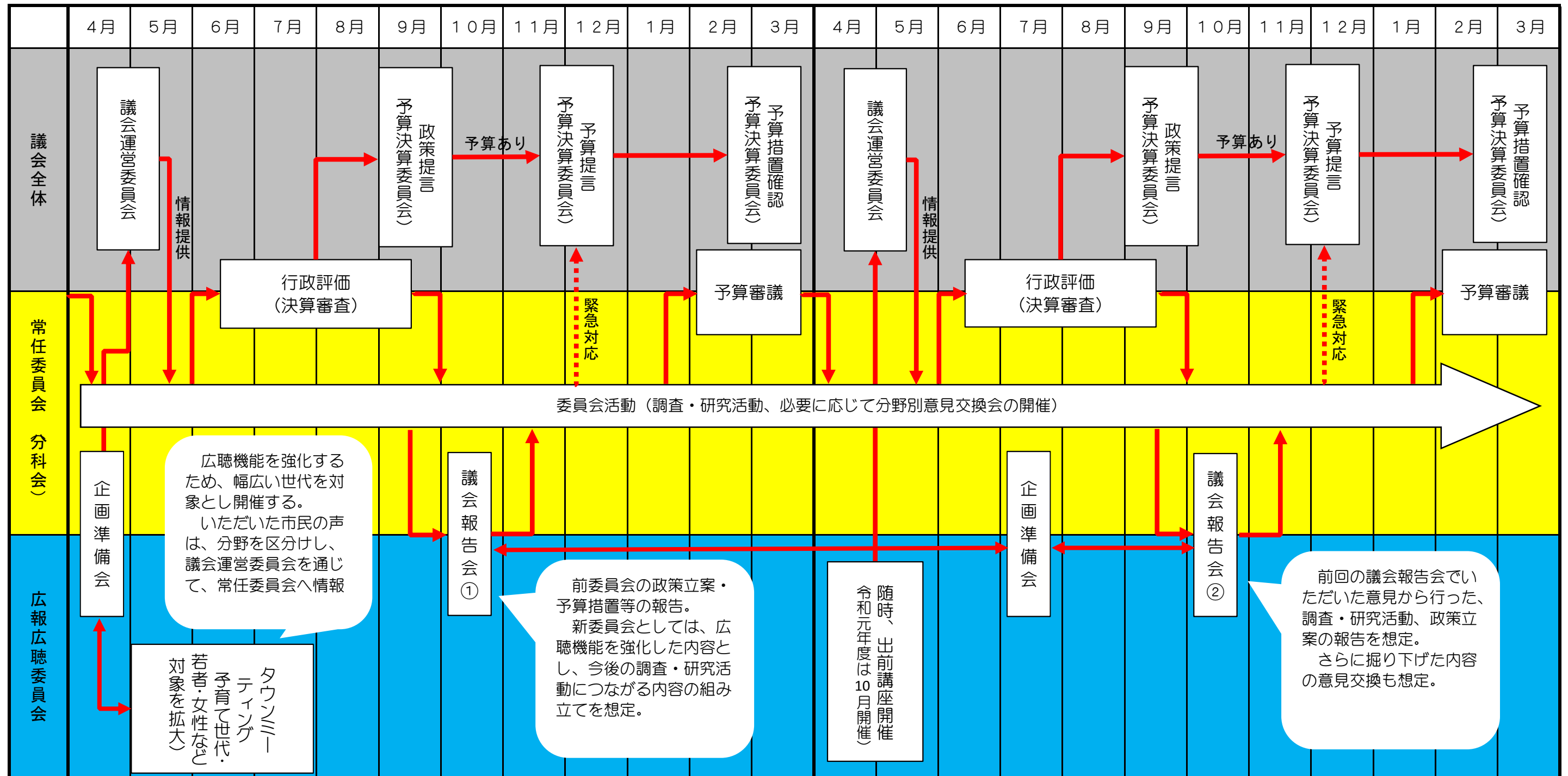
年月日		開催時間	委員会等	議員数	内 容
令和3年12月15日	(火)		広報広聴委員会	10	タウンミーティングの開催（開催要綱）について協議
令和3年12月20日	(月)		企画準備会	13	対象者・開催テーマの検討
令和4年1月10日	(月)		企画準備会	13	開催日・会場選定，各公民館主事へ打診
令和4年1月20日	(木)		企画準備会	13	打診結果確認，方向性確認
令和4年2月1日	(火)		広報広聴委員会	10	企画準備会での協議結果報告，委員会内協議，開催方針決定
令和4年2月15日	(火)		議会運営委員会	10	タウンミーティング開催方針（案）説明
令和4年2月25日	(金)		全員協議会	23	タウンミーティング開催方針説明
令和4年3月～5月			事前告知	—	ムトスまちづくり推進課などを通じて参加者へPR
令和4年5月9日	(月)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	市民団体、若手農業者の会、まちづくり団体など (※) 1日で1か所を4人程度の議員で出向くことを想定するが、 場合によっては1日で2か所以上に出向く可能性もあり
令和4年5月10日	(火)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月11日	(水)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月12日	(木)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月13日	(金)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月16日	(月)	18:00～19:30	タウンミーティング	4	
令和4年5月25日	(水)		広報広聴委員会	10	出された意見の整理
令和4年5月26日	(木)		企画準備会	13	出された意見の政策的な整理
令和4年5月31日	(火)		広報広聴委員会	10	政策的な整理がされた意見の確認
令和4年6月1日	(水)			—	各常任委員会へ政策的整理がされた意見の情報提供

議会報告会・広聴機能の強化による政策サイクルの構築（案）

議会報告会は、飯田市自治基本条例に規定されている「開かれた議会運営」また「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、報告会を起点に市民の声を政策づくりに反映できるように取り組むことを目的とし、事業を展開してきた。年々報告会への参加者が増加している状況や、市民意識も多様化してきていることから、さらなる広聴機能の強化が求められている。

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程の所掌事務として「議会報告会の企画運営及び市民意見の取り扱いに関する事項」が定められており、当委員会としては、改めて議会報告会の意義を考え、子育て世代、若者、女性などに対象を拡大した「タウンミーティング」の開催、広報広聴委員会と常任委員会の連携強化を図る「企画準備会」の設置などで広聴機能の強化を図ることにより、市民の皆さんの声をより政策に反映させていきたい思いから、現状考えられる政策サイクルを整理した。

※ 委員任期と合わせ、基本2年を1サイクルの組み立てとしてあるが、1年で完結する場合はこの限りではない。



飯田市自治基本条例 (改正案)

平成 18 年 9 月 21 日 条例第 40 号

(第 1 章から第 5 章 省略)

第 6 章 市議会の役割

(市議会の責務)

第 22 条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。

2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。

4 市議会は、合議体として論点、課題等について議論を深めるため、議員相互間の自由な討議を重んじて活動します。

(開かれた議会運営)

第 23 条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。

2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。

3 市議会は、議会報告会の開催等市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場の開催等を通じ、前 2 項が規定する事項の実現に努めます。

(以下省略)

○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 (改正案)

平成 24 年 12 月 21 日議会運営委員会決定

改正 平成 27 年 3 月 20 日議会運営委員会決定

平成 28 年 3 月 18 日議会運営委員会決定

(設置)

第 1 条 この規程は、飯田市自治基本条例（平成 18 年飯田市条例第 40 号）第 23 条に規定する、開かれた議会運営を行うために設置する広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営並びに委員会が行う活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項
- (2) 議会ホームページの管理運営に関する事項
- (3) テレビジョン放送及びインターネットを活用した会議公開に関する事項
- (4) 会議傍聴の推進に関する事項
- (5) 市民への講座等の開催に関する事項
- (6) 議会報告会 市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場の企画運営その他市民 からの意見の 取扱いに関する事項
- (7) その他議会の広報広聴に関する事項

(委員)

第 4 条 委員は、各会派から選出する議員をもって構成し、議長及び副議長はオブザーバーとする。

2 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、原則として公開とする。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員に事故あるときは、当該委員の属する会派は、委員会に代理の者を出席させることができる。

(議会広報紙の名称及び発行)

第 7 条 第 3 条第 1 号の規定により行う議会広報紙の発行は次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の名称は、飯田市議会だよりとする。
- (2) 議会広報紙は、定例会の終了後 1 カ月以内に発行する。ただし、議会日程、行事その他の事情により、これによりがたいときは、委員長が会議に諮って定めた日までに発行する。
- (3) 委員会が必要と認めるときは、臨時に議会広報紙を発行することができる。

(議会広報紙の掲載事項)

第 8 条 議会広報紙には、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 定例会・臨時会に関すること。
- (2) 各委員会に関すること。
- (3) 請願・陳情に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めること。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、議会事務局において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 28 日から施行する。

(飯田市議会報発行規程の廃止)

- 2 飯田市議会報発行規程（平成 9 年飯田市議会規程第 3 号）は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 月 日から施行する。

飯田市自治基本条例 新旧対照表（最終 平成25年3月25日条例第2号）

改正後（案）	現行
<p>○飯田市自治基本条例 平成18年9月21日 条例第40号 （開かれた議会運営） 第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。 2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。 3 市議会は、<u>市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場の開催等</u>を通じ、前2項が規定する<u>事項</u>の実現に努めます。</p>	<p>○飯田市自治基本条例 平成18年9月21日 条例第40号 （開かれた議会運営） 第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。 2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。 3 市議会は、議会報告会の開催等を通じ、前2項に規定することの実現に努めます。</p>

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程新旧対照表（最終 平成28年 3月18日飯田市議会規程第 1 号）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 平成25年 3月22日 議会規程第 1 号</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第 3 条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項 (2) 議会ホームページの管理運営に関する事項 (3) テレビジョン放送及びインターネットを活用した会議公開に関する事項 (4) 会議傍聴の推進に関する事項 (5) 市民への講座等の開催に関する事項 (6) 市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場の企画運営 その他市民からの意見の取扱いに関する事項 (7) その他議会の広報広聴に関する事項 	<p style="text-align: center;">○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 平成25年 3月22日 議会規程第 1 号</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第 3 条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項 (2) 議会ホームページの管理運営に関する事項 (3) テレビジョン放送及びインターネットを活用した会議公開に関する事項 (4) 会議傍聴の推進に関する事項 (5) 市民への講座等の開催に関する事項 (6) 議会報告会の企画運営及び市民意見の取り扱いに関する事項 (7) その他議会の広報広聴に関する事項